

令和5年度 クラブハウス美山 オフィスパートナー募集要項

1 目的

- ・クラブハウス美山は、地方創生の一環で、首都圏等から当市への新しい人の流れを創るため、令和3年度に内閣府の「地方創生テレワーク交付金」を活用してテレワークやリモートワークに活用できる「ワークスペース」としてリニューアルし、令和4年6月にグランドオープンしました。(全館でWiFiが利用可能)
- ・施設の運営にあたり、本施設を一緒に活用してくださる「オフィスパートナー」を募集します。

2 クラブハウス美山の利用方法

- ・本施設はメンバー制の運用を行い、利用者は事前に専用アプリ等からメンバー登録(会員登録)を行います。メンバーは専用アプリからチェックインを行い、スマートロックを解除して入館します。
- ・有料エリア(ワークスペース、スタジオ、フリースペースの専用)の使用申込は事前に専用アプリから行い、使用料は原則、退館時(チェックアウト時)にクレジットカード決済されますので、使用料金の現金での窓口徴収等はありません。
- ・入館者の入退出データはスマートロック連動の専用アプリで管理されます。

3 オフィスパートナーとは

オフィスパートナーは、クラブハウス美山の管理者スペース(事務室、オフィス)をローテーション制で共同利用する方々です。オフィスパートナーは、ワークスペースの利用契約者(メンバー)とは異なり、コミュニティマネージャー(糸魚川市地域おこし協力隊)の下で施設の管理支援的なポジションとなります。

【こんな方を募集します】

- ・在宅でテレワークをしている方
- ・在宅で製作活動等をしている方
- ・在宅で学習や勉強をしている方
- ・現在、施設を借りて事業を実施している方
- ・事務所が手狭で、従業員を分散勤務させたい事業者
- ・従業員の労働環境を変えることにより、新しいアイデアを生み出したい事業者
- ・自然豊かな環境の中でクリエイティブなワークをしたい方 など

4 オフィスパートナーの条件

- (1) オフィスパートナー利用希望日を調整し、シフトを組み担当日(利用日)を決定します。希望日でも他のオフィスパートナーとの調整により希望に沿えない場合があります。
- (2) 担当の日は、午前9時から午後5時まで、管理者スペースに1人以上が常駐してください。
- (3) 次の施設管理補助業務を実施していただきます。

①施設のオープンとクローズ

- ・ワークスペースやフリースペースの照明や空調のオンオフ
- ・クローズ時の入館者の退出確認、施錠（スマートロック以外の窓などの確認）

②入館者対応

- ・入館者からの問い合わせ対応（施設の利用方法等は基本的にメンバー登録時に周知済み）
- ・入館方法が分からない方への入館方法の説明（玄関に二次元バーコードを掲示）
- ・備品の貸し出し（WEB 会議用備品）
- ・フリースペース専用利用有りの場合に掲示やパーティション設置など

③清掃

- ・管理者スペース（清掃業者委託なし）の日常清掃
- ・管理者スペース以外（清掃業者委託あり）の特に汚れている時などの清掃

④除雪

- ・降雪時において、玄関前や入口スロープ等、入館者の動線を確認するための簡単な除雪作業

(4) その他

- ・問合せがあった時の専用アプリへの誘導、スマートフォンでの専用アプリ操作、WiFi 接続方法の説明など、基本的な IT リテラシーを有する方
- ・他のオフィスパートナーや入館者と協調できる方
- ・コミュニティマネージャーや市職員が管理者スペースを分割して使用する場合があります。

5 管理者スペースイメージ





6 オフィspartner施設使用料金

- ・管理者スペースの使用は無料とします。

7 オフィspartner委託料

- ・施設管理支援業務相当の委託料として、次の担当日（利用日）の区分に応じて、委託料をお支払いします。

①平日 1,500 円/日

②土日祝日 3,000 円/日

- ・委託料は、月末ペとして翌月末日までにオフィspartnerの指定口座に振り込みます。

8 禁止行為

- ・オフィspartnerは、本施設での次の行為を禁止します。

① 政治・宗教に関する行為

② 勧誘や寄付を募る行為

③ 糸魚川市都市公園条例で規制されている行為

④ その他市が制限する行為

9 募集人数・事業者

- ・5～10人（事業者）程度を予定しています。

10 募集期間

- ・当面の間募集を継続します。

11 応募方法

- ・別紙申込書をメールで提出してください。または別紙の必要事項をメール本文に記載して送信ください。メールの件名は「クラブハウス美山オフィスパートナー」としてください。
- ・電子メールアドレス kigy@city.itoigawa.lg.jp

12 オフィスパートナーの決定

(1) 一次選考

申込書の内容を審査し二次審査に進む場合はご連絡いたします。

(2) 二次選考

日程調整の上、面談をさせていただきます。面談後、決定者に文書で通知いたします。

13 契約

- ・オフィスパートナーとして決定した場合は、市と委託契約を締結します。
- ・契約の締結にあたっては、市が別に示す条件（納税状況の調査、暴力団員ではないことの誓約等）に同意いただくことを条件とします。
- ・契約期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとします。

14 営業時間等

- ・開館日 12月29日から1月3日を除く全日、その他臨時休館する場合あり
- ・開館時間 午前9時から午後5時まで（時間外使用許可がある場合は市が対応する）

15 その他

- ・オフィスパートナーの令和6年度以降の継続は未定です。
- ・運営方法の変更等により、年度の途中であってもオフィスパートナー契約を解除する場合があります。
- ・本募集は、令和5年度予算の成立を契約締結の条件として行うものです。

16 担当

糸魚川市産業部商工観光課企業支援係 担当：山崎、中田

電話：025-552-1511（内線2312） メール：kigy@city.itoigawa.lg.jp